

「大分県市町村向け特定空家等及び管理不全空家等の判断基準案」素案に対する意見に対する回答

| No. | ご意見の概要   | 県の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>管理空き家等に判定するのは、5年に1度総務省統計局が行う「住宅・土地統計調査」がメインで、地元からの苦情に基づく情報も参考にしながら、適宜行われるものでしょうか。その点を明確にしていいただければと思います。</p>           | <p>管理不全空家等の判定については、各市町村にて個別に実施するものであり、空き家施策の見直しや空き家への勧告に先立ち実施する等、その運用のタイミングは様々です。市町村によっては、国が実施する住宅・土地統計調査等の際に行う場合も考えられます。</p> |
| 2   | <p>判断するのは、固定資産税の担当課や市町村の建設課等になろうと思いますが、判定項目及び配点は多少なりとも主観的なため、地域住民の声を取り込み会議体などがあれば、事例の整理、空き家の放置軽減にもつながると思われませんかでしょうか。</p> | <p>空き家判断時に委員会等を設置することで、関係団体や地域組織と連携している市町村もあります。会議体を組織する等の判断は市町村ごとの判断となりますが、県としても、地域住民の意見反映等も含め、今後の参考にさせていただきます。</p>          |
| 3   | <p>数値による点数制で、第三者にもわかりやすくなっていると感じますが、市町村の担当者も様々な経歴の方がいらっしゃると思います。有識者または担当部署が明確にするかと思いますが、別途第三者の建築士などには依頼はされないのでしょうか。</p>  | <p>基準案はなるべく専門的な知識を有さずとも一般的に運用できるよう作成しております。ただし、市町村が空き家の判断に苦慮する場合、必要に応じて第三者の建築士などに依頼することも想定されます。</p>                           |